

小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、小豆地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が、小豆郡内の一般家庭及び事業所から排出される再生利用可能な廃棄物（以下「資源再生物」という。）の中継及び資源再生物の売払い業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

2 本業務の履行

受託者は、契約書、本仕様書、提案書及びその他関係書類に基づき、本業務を効率的、経済的かつ確実に履行しなければならない。

3 本業務の場所

本業務の場所は、次のとおりとする。

(1) 資源再生物の中継

6 中継センターの設置 に定義する中継センター

(2) 資源再生物の搬入先

各売払い先

(3) 資源再生物の納入（売払い）

各売払い先

(4) 資源再生物の選別・保管

受託者が設置する中継センター

4 履行期間

履行期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。（予定）

5 資源再生物

本業務の対象とする資源再生物は、古紙類（新聞、チラシ、雑誌、本類、段ボール及びその他の紙類（ただし、紙パック及び産業廃棄物に該当する紙くずは除く。))とする。

6 中継センターの設置

受託者は、資源再生物の選別・保管及び受入れを行う場所として、次のとおり中継センターを設置するものとする。

(1) 設置場所 資源再生物の選別・保管及び受入れの実施にあたり適切な場所

(2) 面積 資源再生物の選別・保管及び受入れの実施にあたり適切な面積

(3) 施設 資源再生物の選別・保管及び受入れの実施にあたり適切な施設

(4) 設備 資源再生物の選別・保管及び受入れの実施にあたり適切な設備

※以下に示す過去3年間の資源再生物中継量や住民の搬入件数、資源再生物を売払い先へ引き渡すまでの一時保管の期間等を考慮し、必要な面積等を確保すること。

	平成29年度(トン)	平成28年度(トン)	平成27年度(トン)
新聞	381	423	446
雑誌、チラシ、その他紙類	298	301	351
段ボール	174	185	203

7 本業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 資源再生物の中継及び運搬

ア 中継した資源再生物は、各売払い先に搬入する。

イ 中継した資源再生物の重量は、計量機又はトラックスケールを使用して計量するものとする。

(2) 中継センターに直接搬入される資源再生物の受入れ

受託者が設置する中継センターにおいて小豆郡内の一般家庭及び事業所から排出された資源再生物（産業廃棄物に該当するものを除く。）の受入れを次のとおり行うものとする。

ア 中継センターに直接搬入される資源再生物を受入れ、選別・保管する。

イ 受入れの受付時間は、少なくとも月曜日から金曜日において午前9時から午前12時まで、午後1時から午後4時まで（以下「受付日時」という。）とするが、年末年始（原則として12月29日から1月3日）は除く。

ウ 受付日時において資源再生物の分別・排出方法や直接搬入に関する問合せに適切に対応する。（電話対応含む。）

エ 受付日時において、中継センターに従業員が1名以上常駐し、資源再生物の直接搬入の受付をする。

(3) 資源再生物の選別・保管

中継センターに搬入した資源再生物について、適切に選別・保管を行うものとする。なお、選別過程において発生した残渣については、組合処理施設で処分可能なものは組合処理施設もしくは、土庄町又は小豆島町の一般廃棄物最終処分場において処理すること。

(4) 資源再生物の売払い

中継センターで保管した資源再生物について、資源再生物の資源化を誠実に履行する売払い先に売払う。売払い先の選定は受託者が行うものとする。また、受託者は、売却単価に係る入札や資源問屋との価格交渉等、あらゆる手段を講じて、可能な限り売却単価が高額になるよう努めるとともに選定過程について品目ごとの売却単価の見積書や市況を示す書類等を提出し組合に報告しなければならない。

(5) 資源再生物の売払い先への納入

中継センターで保管した資源再生物について、前項で受託者が選定した売払い先に納入する。なお、中継センターで保管した資源再生物の搬出は、受託者ではなく売払い先が直接行っても差支えないものとする。

(6) 資源化不適物の運搬

売払い先で資源化不適物として選別された残渣については、組合が承諾した場合に限り、小豆島クリーンセンター（小豆郡小豆島町室生1371番地1）に搬入することができる。

(7) 組合への報告

受託者は、次の内容を報告・提出する。

ア 定期収集及び直接搬入ごとの資源再生物の中継量（毎月）

イ 定期収集及び直接搬入ごと、品目ごとの売却単価の見積書（毎月）

ウ 定期収集及び直接搬入ごと、品目ごとの売却金額及び金額を証明する書類（毎月）
※報告・提出方法は別途協議する。

- (8) 受託者が小豆地区の廃棄物行政に資するものとして提案書により提案した業務
- ・ 資源化量を増やす方法
 - ・ 資源再生物を売払いした後、同資源が活用され製品として生まれ変わり資源循環されることについて、住民へ周知する方法

8 業務従業員

- ア 受託者は、本業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、いかなる場合でも業務に必要な従業員を確保し本業務を適正に履行すること。
- イ 受託者は、本業務の履行にあたり、必要な知識及び技能をもった従業員を確保し、本業務に従事させなければならない。
- ウ 受託者は、従業員の労働管理及び安全衛生管理に十分な注意を払い、事故の防止に努めなければならない。
- エ 従業員は、他の車両の通行を妨害しないように本業務を履行し一般住民の車両を優先するなど臨機の措置をとること。
- オ 従業員は、中継した資源再生物が車両から落下、飛散しないよう措置をとること。
- カ 従業員は、道路交通法を始めとする他の法律を順守することはもとより、住民に誤解や不快感を与えるような言動は慎むこと。
- キ 受託者は、従業員に対して本業務に関係する法律の研修を年に1回以上開催し、その結果及び研修の効果を組合に報告すること。

9 本業務に必要な設備等

本業務の履行に必要な設備、資材及び消耗品は、受託者の負担で用意し、自ら管理するものとする。

10 委託料の取扱い

原則として委託料は支払わない。

11 本業務の実施状況のモニタリング

組合は、本業務の実施状況を確認するために、必要に応じて事業に関係する各種報告を求めるとや売払い先を含む各施設への立ち入り等を行う。

12 事故の対応

作業中の事故（交通事故を含む）については、受託者が全責任を持って誠実に対応し解決を図ること。

13 緊急連絡及び処理体制

休日、早朝、夜間及び災害時等に組合から指示があった場合に直ちに対応できる連絡体制と処理体制を確保すること。

14 小豆地区の廃棄物施策への協力

組合並びに、土庄町及び小豆島町の進めている廃棄物の減量化及び資源化施策に積極的に協力するとともに、廃棄物関係部署との連携に努める。

15 法令等の遵守

本業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、規則、規格、基準等を遵守しなければならない。

以 上